

平成26年第6回農業委員会総会議事録

- 1・会議名 有田町農業委員会 総会
2・日 時 平成26年6月2日(月) 午後15時00分～16時30分
3・場 所 有田町庁舎 第4・5 会議室

4・付議事項

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(1件)

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について(2件)

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について(3件)

議案第4号 農地転用許可後の事業計画変更承認について(1件)

議案第5号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について(1件)

議案第6号 農地法第18条の規定による合意解約について(1件)

議案第7号 平成25年度農業委員会の目標及びその他達成に向けた活動の点検・評価(案)について

議案第8号 平成26年度農業委員会の目標及びその他達成に向けた活動の点検・評価(案)について

報告 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について(1件)

5・出席者

議席番号	出	欠	委員名	議席番号	出	欠	委員名
(14)会長	○		立部 正則	6	○		岩永 久司
(13)副会長	○		前田 裕男	7	○		前田 稔
1	○		島田 満	8	○		福島 晴人
2	○		福田 タエ子	9	○		藤 俊信
3	○		庄山 嘉	10	○		円田 スマ子
4	○		淵ノ上 隆司	11	○		山口 俊彦
5	○		桑原 寛三	12	○		福田 君雄

○農業委員会総会議事録

○事務局

定刻になりましたので、只今から平成26年第6回有田町農業委員会総会を開会いたします。はじめに立部会長より、ご挨拶をお願いいたします。

○会長挨拶

こんにちは。今日は雨となり、梅雨入りしたようです。早い所では水田に水が溜まっているようです。今月はどなたも田植がすむまでは忙しいだろうと思います。

私は、5月27～28日に全国農業委員会会長総会に出席してきました。その中で行政活動があり、一番問題になっているのは、農業委員会の改革と農協中央会の廃止ですが、それはダメですよとそれぞれの地元選出の国会議員へ陳情活動をしています。その、要請の概要はこの冊子に記載されています。農業委員会制度の組織改革、基本農政の確立に向けた改革提案決議、TPP交渉において国会決議の絶対遵守を要請するという3点が基本です。事務局に1冊資料を預けますので、関心を持たれる方はご覧下さい。

この要請活動の中で、国会議員本人もおかしいという発言をされています。安倍総理が一番おかしいという自民党の決議案も提出するという話がありました。自分達も困っているそうです。農協でも反対の行動を予定しているようです。TPPに関しては、国会議員にも話が伝わっていないそうです。外交交渉なので、機密は判らないようです。資料・内容も多いので、割愛させていただき、概要報告で私の挨拶とさせていただきます。

○事務局

只今の出席委員は14名中14名です。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。それでは有田町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は立部会長をお願いいたします。

○議長

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。有田町農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただきますことにご異議ありませんか。(異議なしの声)

それでは本日の署名委員は、12番(福田)・11番(山口)委員をお願いします。

○議長

日程第二 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請1番についてを議題といたします。事務局より、説明をお願いします

○事務局

～資料読み上げ～

本申請は、譲渡人が町外(〇〇県)で耕作ができないため、譲受人が規模拡大のため、今回農地を譲り受け、水稻・玉葱等を作付されるということで、申請されています。譲受人については、面積要件、取得する農地の利用状況、権利取得後の常時従事状況、周辺農地との関係要件は、問題ないと思われまますので、農地法第3条の第2項の許可条件は全て満たしています。

○議長

次に確認委員の説明をお願いします。

○1 番

対象農地は、〇〇地区となります。田にしては草が繁茂していますが、荒廃防止のためには良いことだと思います。

○議長

説明が終わりました。質問のある方は挙手をもって質問してください。

○議長

質問ないでしょうか。ないようでしたら採決に移ります。農地法第3条の申請1番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により農地法第条の申請1番は許可されました。

続きまして、議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請1番についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

～資料読み上げ～

本申請地については、今回顛末書を添付しておりますが、先ず一読して頂きたいと思います。

先ず、④ですが、平成11年に農地法第4条1項6号の転用が提出されており、当時は特に問題がなかったわけですが、現在農業用倉庫・物置として利用されておらず、他の3筆が既に駐車場及び一部庭になっております。今回、その4筆のすべてが無断転用である旨を事務局から指摘をし、今回の転用申請に至っています。

この案件は追認となりますが、現在の状況を考えても、周辺農地との関係要件は問題なく、現況が変わるものではありませんので、

許可することに問題はないと思います。

○議長

次に確認委員の説明をお願いいたします。

○8 番

申請農地は、〇〇団地の上の方になります。申請地には3世帯が住んでおられるということで、説明があったような経緯により地目変更し利用されています。

○議長

この場合の問題は、面積要件ですね。1,144 m²以上あるので、通常の 1,000 m²を越えています。一部は畑へ戻して貰わないと、許可は下せない状態になることを、県へも事務局から説明しているようです。

説明が終わりました。質問のある方は挙手を持って質問してください。

○議長

質問ないでしょうか。ないようでしたら採決に移ります。

農地法第4条の申請1番について 許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により農地法第4条の申請1番は許可されました。

続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の2番ですが、農地法第5条の申請の3番が関連しますので、併せて議題といたします。ただし、採決については、別々に取りたいと思いますので、事務局より説明をお願いします。

○事務局

～資料読み上げ～

先ず、今回申請されている申請地①・②については、太陽光設置を計画されています。

申請地①は4条申請で、太陽光設置計画の申請となります。

申請地②は5条申請で、太陽光設置計画の申請となります。今回の設置は、②の申請地を申請地①の〇〇さんが購入し、申請地①と一体的に太陽光 288 枚の設置を計画されています。

前回の申請と同様に、付近の耕作者及び住民の方に対し、誓約書を渡されております。なお、防草シート・防護フェンスの設置もされ、付近の

方々にも配慮をされています。排水についても、特に問題はありませんので、許可することに問題はないと思われます。

○議長

次に確認委員の説明をお願いします。

○1 番

申請地は、○○地区です。

○議長

現地を確認しましたが、申請地①と②は1枚の水田になっています。そこを、今回買収する形になっています。説明が終わりました。質問のある方は挙手をもって質問してください。

○6 番

申請人と登記所有者の名が違っているが？伸と信。

○事務局

すみません。事務局の記載間違いでした。伸が正です。

○4 番

隣接者の○○氏は、農地を所有していなかった筈なのに、田の所有者として記載してあるがどうしてなのか？

○事務局

一括購入したら、5反以上所有できますので、登記を確認します。次回の委員会にて報告します。

○議長

質問ないでしょうか。ないようでしたら採決に移ります。

採決は、別々に取りたいと思います。

農地法第4条の申請2番について 許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により農地法第4条の申請2番は許可されました。

続きまして、農地法第5条の申請3番について 許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により農地法第5条の申請3番は、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請1番についてを議題といたしますが、報告項目の農地法第18条第6項の規定による合意解約通知については関連がありますので、一括して議題といたします。

なお、採決については、別々に取りたいと思いますのでよろしく申し上げます。

事務局より、申請の概要と農地法に基づく農地転用許可の検討事項についての説明をお願いします。

○事務局

～～資料読み上げ(合意解約、5条議案1を読み上げる)～

先ず、報告事項の農地法第18条第6項の規定による合解約通知については、5条申請で申請地を取得されるため、〇〇さんと〇〇さんとの使用貸借契約を解除する必要があるため、行われています。

次に、農地法第5条の申請1番については、譲受人である〇〇さんが、現在の駐車場が狭く道にはみ出した状態で、また、2年後には息子家族4人と同居されるため、駐車場及び倉庫を設置したいということから申請されています。

なお、現状が一部駐車場になっており、〇〇さんの始末書が提出されています。

付近の耕作者には同意を得られており、排水についても自然流下で特に問題なく、許可することに問題はないと思います。

○議長

次に確認委員の説明をお願いいたします。

○2 番

申請地は、〇〇地区です。半分程は、畑として利用されています。

○議長

説明が終わりました。質問のある方は挙手を持って質問してください。

○4 番

資料の家屋所有者と譲受人の氏名が違うが、どういう理由からなのか？

○事務局

親子関係となります。

○議長

質問が終わりました。採決に移ります。

農地法第5条の規定による許可申請1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により 農地法第5番の申請1番は、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請2番についてを議題といたします。

事務局より、申請の概要と農地法に基づく農地転用許可の検討事項についての説明をお願いします。

○事務局

～資料読み上げ～

本申請地については、地元からの要望により〇〇神社の北側を有田町が整備するものです。今回の計画は、所有者2名が町へ申請地2筆を寄付され、そこを駐車場及びトイレを整備するものです。整備後は、四季を通しての観光地として活用されるものです。

排水についても、トイレについては汲み取り式で特に問題なく、許可することに問題はないと思います。

○議長

次に確認委員の説明をお願いいたします。

○2番

申請農地は、〇〇神社と〇〇川との間の土地ですが、観光客が多いにも関わらず駐車スペースの不足とトイレがないことが問題でした。今後、県道伊万里有田線が神社に隣接して開設予定ですので、ますます観光客の増が見込まれ、必要性が高まっています。

○議長

説明が終わりました。質問のある方は挙手を持って質問してください。

○6番

トイレが合併浄化槽なのは、なぜなのか？

○事務局

不特定多数が利用する場合に大規模となり、事業費が増大します。また、隣接する農業用水路へも影響があります。管理は、地元での維持管理と予定されています。

○議 長

質問がないようですので、採決に移ります。

農地法第5条の規定による許可申請2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により 農地法第5の申請2番は許可相当として、県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、許可転用後の事業計画変更申請承認についてを、議題といたします。

事務局より、申請の概要と農地法に基づく農地転用許可の検討事項についての説明をお願いします。

○事務局

～資料読み上げ～

本申請地については、これまでの経緯をP18に示しておりますので、ご覧いただきながら説明いたします。

平成18年1月に、県知事より農地法第5条の許可後、分譲住宅に向けた整地をされています。その後、景気の冷え込み等により、事業は中止され、現在に至っております。

今回、計画変更申請については、太陽光での計画変更となっております。

以前からの懸案事項で、完了確認ができずに指導をしておりました。今回、太陽光設置への変更で事業を行うということを確認しております。排水についても、特に問題なく、承認することに問題はないと思います。

○議 長

次に確認委員の説明をお願いいたします。

○1 番

申請地は〇〇地区にあり、計画に対して、排水等の特段の問題はないと思います。

○議 長

太陽光設置に対して、隣接者の同意を取れているのか？

○事務局

農地法上は、基本的に隣接者の設置同意は必要ありません。県の方にも、改めて確認を取っているところです。

○議 長

法的に必要性がなく農業委員会としても許可せざるを得ないというのは、理解している。しかし、隣接者の生活権もあり、トラブルが発生する恐れもある。県との確認も急ぎ、隣接者への説明をしたかの確認は取って欲しい。今までの太陽光設置は屋根の上が殆どだったし、先月の地上申請は隣接アパートが申請者所有地だった。今後、このような事例が多くなり、隣接者との問題も起こる可能性も高くなるので、心配している。パネル設置の許可窓口を含み、来月の総会で回答を事務局にして欲しい。

説明が終わりました。質問のある方は挙手を持って質問してください。

○議長

質問が無いようですので、採決に移ります。

転用許可後の事業計画変更申請承認について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成ですので、転用許可後の事業計画変更申請は、承認相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画の町長に対する要請について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局

議案第5号の議案書をご覧ください。農業経営基盤強化促進法第13条第1項の規定による農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められたので、町長に対し要請するものです。

～議案書を朗読～

以上の計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

○議長

説明が終わりました。質問のある方は挙手をもって質問してください。

○議長

質問が終わりました。採決に移ります。

議案第5号について、集積計画の作成の要請をすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により議案第5号は承認されました。承認を得ましたので、農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定により、町に農用地利用集積計画を作成するよう要請することといたします。

続きまして、議案第7号 平成25年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)についてと、議案第8号 平成26年度農

業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画(案)についてを一括して議題と致します。事務局より説明をお願いします。

○事務局

本件については、4月の総会の折、両案とも読み上げて説明させていただき、その後町のホームページにおいて、4月3日から5月7日まで意見及び要望等の募集をしております。結果としては、意見、要望ともにありませんでしたので、今日お配りしている資料は、4月にお配りした資料に、意見等の欄は「なし」と記入し、25年度分については、評価の決定欄に評価の案の内容を、また、26年度分については、活動計画の欄に活動計画案の内容をそのまま転記しております。

そのため、4月に説明した内容から変わった所はありませんので、読み上げ、説明については、省略させていただきたいと思います。今後の予定ですが、本日この内容でご承認いただければ、両案から(案)を外し、県に報告すると共に、改めて町のホームページへ掲載する事となります。

○議 長

説明が終わりました。質問のある方は、挙手をもって質問してください。

○議 長

私から質問ですが、平成26年度目標に向けた活動計画案1-4で、遊休農地の解消面積に目標面積の記載がされていない。何故なのか？1-2は記載されている。

○事務局

昨年も記載されていなかったため、同様にしました。すみません。同数値でバランスを取ります。記載をお願いします。

○議 長

他に質問がありませんので、採決に移ります。

議案第7号 平成25年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)についてと、議案第8号 平成26年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について、賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により議案第4号2番は承認されました。

本日の協議事項は全て終了しましたが、事務局から他に連絡等ありますか。

○事務局

7月の研修会の案内が来れば、直ぐに委員さん方へお知らせ致します。

○9 番

7月22日に、農業者年金担当者会議が開催されました。私が出席させて頂き、勉強になりました。
平成26年度目標は、1名増です。

○議 長

以上で、本日の日程は全部終了しました。
平成二十六年第7回有田町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。
次回は七月一日(火)の予定です。

総会 16時30分 終了

上記は会議録として書記の記載するとおりであるので、ここに署名する。

有田町農業委員会会長 署 名

署 名 12 番

署 名 11 番

書 記 平川 美絵